

## 大阪公立大学工業高等専門学校教員の評価・育成システムの実施に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 109

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 419

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校評価基本方針第 7 に基づいて、大阪公立大学工業高等専門学校に勤務する者(以下「教員」という。)の評価・育成システム(以下「システム」という。)の実施に関して必要な事項を定めることにより、教員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資することを目的とする。

### (対象となる職員の範囲)

第 2 条 システムは、教員(就業規則第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定めるもの及び期間を定めて雇用する教員を除く)について実施する。ただし、理事長の指定する教員を除く。

2 評価者は、長期出張、育児休業等特別な事情がある者については、評価の対象としないことができる。

### (実施期間)

第 3 条 システムの実施期間は、原則として、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

### (実施方法)

第 4 条 システムは、職務遂行に係る目標設定、実践、点検・評価、調整・改善の段階について、自己申告及び面談を基本として実施する。

2 自己申告は、教育・研究等業績調書(別記様式)の提出により行う。

3 前項の教育・研究等業績調書は、給与反映のための調書及び昇任選考のための調書としての目的以外には使用しない。

### (評価)

第 5 条 教員の評価(以下「評価」という。)は、毎年一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない教員については、随時評価を行うことができる。

### (育成(評価)者及び支援者等)

第 6 条 育成(評価)者は、次のとおりとする。

評価者	育成(評価)者
校長	理事長
副校長	校長
教授、准教授、講師、助教、助手	校長

2 校長は、必要に応じ、別に定めるところにより、一次評価者をおくことができる。

3 校長は、別に定めるところにより、支援者をおく。

### (評価基準)

第 7 条 評価基準は、評価実施単位において、原則として「教授」、「准教授・講師」、「助教、助手」の職階ごとに定める。

2 副校長についての評価基準は、校長が定める。

### (評価項目及び配点基準)

第 8 条 評価項目は、別に定める共通項目及び評価実施単位で定める単位固有項目で構成

し、共通項目は全ての評価実施単位において評価を実施するものとし、各評価項目の配点基準は、別に定める基準を基に評価実施単位において当該単位の特性等を考慮し定める。

#### (評価の実施)

第9条 評価は、第7条第1項の規定により評価実施単位が定めた評価基準により次の4段階で実施する。なお、調書を提出しなかった者は、「0（ゼロ）評価」とする。

S	活動状況が優秀で顕著である
A	高い活動状況である
B	普通の活動状況である
C	低い活動状況である
0	調書の提出がないため、0（ゼロ）評価とする

#### (評価の結果の開示)

第10条 評価の結果は、教員本人に開示する。

#### (苦情の申出)

第11条 前条の規定により開示を受けた教員は、評価の結果に苦情があるときは、別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

#### (評価の効力)

第12条 評価は、当該評価に係る教員に対し、新たに評価が実施されるまでの間、当該教員の評価とみなす。

#### (評価の結果)

第13条 評価結果は、校長が各教員に通知する。

2 育成(評価者)は、評価結果に基づき、必要に応じて各教員に改善に向けてヒアリングを行う。

3 教員は、自己の評価結果について、育成(評価)者に説明を求めることができる。

#### (評価結果の活用)

第14条 評価結果は、教員の諸活動並びに組織の運営の改善及び向上に活用する。

#### (不服申し立て)

第15条 教員は、自己の評価結果について、別に定める方法により不服を申し立てることができる。

#### (評価結果の公表)

第16条 教員業績評価の結果は、高専全体として集計したものを本校ホームページ上で、公表する。

#### (書類の保管および秘密の保持)

第17条 この規程の実施に関する事務に従事する教員は、評価に関する書類を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 育成(評価)者及びこの規程の実施に関する事務に従事する教員は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった後も、また同様とする。

#### (評価の報告等)

第 18 条 校長は、評価(校長を除く)の結果について理事長に報告するものとする。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、システムの実施について必要な事項は、校長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 4. 3. 31 規程 419)**

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。